

Change and Make “安曇川”

一生懸命 ～学ぶ・動く・つながる～

体育祭(10月15日(金))実施

コロナ禍で延期してきた体育祭を10月15日(金)午前中に実施しました。当日は天候にも恵まれ、予定していた競技を無事終了することができました。(当日の様子は下に掲載します。)

開会式では、9月上旬にグラウンドにはびこっていた雑草が少なくなったのは、力を貸してくれた皆さんのおかげだということを述べ、草引き・草刈りに参加して下さった皆さんに対して感謝の気持ちを表しました。

あいさつではみんなで楽しめる体育祭をという気持ちを込めて“Let's enjoy!”と、閉会式では生徒の皆さんの頑張りを称え、“Nice fight!”と述べました。今後や来年に繋がる体育祭になったのではないのでしょうか。皆さんの頑張りに拍手を送りたいと思います。



第3回学校運営協議会から

10月8日(金)第3回目の学校運営協議会を開催しました。当初は、安曇川町内の4小中学校の学校運営協議会の合同開催の予定でしたが、9月中の緊急事態宣言発出で学校ごとの開催となりました。

この会議の中では、右図の様にそれぞれの委員さんが感じている安曇川町内の子どもたちの様子を話し合い、その課題解決に向けて学運協としてできること等を話し合いました。

子どもたちの様子をよく見て、あいさつなど積極的な声掛けをしていこうということで、今後、朝の立ち番、ASVへの積極的な参加などに取り組むことにしました。



全国学力・学習状況調査の結果から・・・分析と今後の取組について

今年５月に実施した全国学力・学習状況調査の結果がでたところで、全体の状況を分析、報告し今後の取組の重点等をお知らせします。

国語・・・全国平均と比べ、良くできていたところ

- ・話し合いや話題の方向を捉える、質問の意図を捉える、事象や行為などを表す多様な語句について理解する
全国平均と比べ、あまりできていなかったところ

- ・話し合いの話題や方向を捉えて話す内容を考える、文脈の中における語句の意味を理解する

課題としては、無答率が高かった「文章に表れているものの見方や考え方を捉え、自分の考えをもつ」という部分にも見られるように、文章全体の流れを読み取り、文章の構成を工夫しながら自分の考えを表現する力を付けていく必要があることが挙げられます。今後は、提示された資料を読み取り、ある条件の下で自分の意見や考えをまとめ表現する練習に繰り返し取り組んでいくことで課題克服に努めていきます。

数学・・・全国平均と比べ、良くできていたところ

- ・関数の意味を理解している、目的に応じて式を変形したり、その意味を読み取ったりして、事柄が成り立つ理由を説明することができる、事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することができる、データの傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明することができる

全国平均と比べ、あまりできていなかったところ

- ・整式の加法と減法の計算ができる、

ある条件の下で、いつでも成り立つ図形の性質を見だし、それを数学的に表現することができる

課題としては、図形の性質を利用して数学的に表現する力、表やグラフの特徴を読み取る力を付けること、基礎的な計算力の不足している生徒への学力補充などが挙げられます。今後は、基礎的な学力補充を継続するとともに、既習事項をもとにして考察していく問題等に数多く取り組んでいくこと、図形やグラフなどの特性を素早く見付ける課題で練習を積み重ね課題克服に取り組んでいきます。

交通マナーの悪さに対するご指摘をいただきました！！

９月２８日（火）の午後４時ごろ、青柳から本庄方面に向かって、男女５人以上がノーヘルで道路に５列で自転車に乗って下校していたと、学校に一報が入りました。そのうち何名かは分かりませんが、「ながらスマホ」の生徒もいたとのこと。持ってくる必要のない物を持ってきていることはルール違反であるということを認識する必要があります。その上で、翌日、各クラスで、「自分たちの命を守るためにも、また、地域からも愛される中学生となるためにも、しっかりと行動する」ように指導をしました。

学校では道路交通法を示して何度も指導しています。並進は２万円以下の罰金又は料、「ながらスマホ」は安全運転義務違反で３カ月以下の懲役又は５万円以下の罰金・・・、このような規定です。ヘルメットは１３歳未満なら「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」という規定に引っ掛かりますが罰則はありません。但し、学校保健安全法の第二十七条『学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。』とあり、通学時の生徒の安全を守るために学校ではヘルメットの着用（登下校や行事の際）を規定しています。

つまり、罰則がないにかかわらず、２８日の行為は法律違反だという認識をもたねばなりません。マナー以前の問題です。法に規定していないことを無理強いしているわけではないのです。この行為は大丈夫かどうか、今一度皆さんの行動を見直してみて、直す必要があることはすぐに直していきましょう。